

## 燕市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>6.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万1,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>7.30</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万3,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被</p>

保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第16条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第16条において同じ。)以外の世帯 21,400円

(2) 特定世帯 10,700円

(3) 特定継続世帯 16,050円

第6条の2～5 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.40を乗じて算定する。

第8条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 1万5,500円とする。

第10条～第15条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに

保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第16条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第16条において同じ。)以外の世帯 23,000円

(2) 特定世帯 11,500円

(3) 特定継続世帯 17,250円

第6条の2～5 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.20を乗じて算定する。

第8条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 1万4,000円とする。

第10条～第15条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに

同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **15,260円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外及び特定継続世帯以外の世帯 **14,980円**

(イ) 特定世帯 **7,490円**

(ウ) 特定継続世帯 **11,235円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
9,380円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **10,850円**

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **10,900円**

同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **16,520円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外及び特定継続世帯以外の世帯 **16,100円**

(イ) 特定世帯 **8,050円**

(ウ) 特定継続世帯 **12,075円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
9,380円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **9,800円**

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **11,800円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,700円

(イ) 特定世帯 5,350円

(ウ) 特定継続世帯 8,025円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
6,700円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,750円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,360円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,280円

(イ) 特定世帯 2,140円

(ウ) 特定継続世帯 3,210円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,500円

(イ) 特定世帯 5,750円

(ウ) 特定継続世帯 8,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
6,700円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,600円

(イ) 特定世帯 2,300円

(ウ) 特定継続世帯 3,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
2,680円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保  
険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **3,100円**

第17条～第20条 (略)

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

2 この条例による改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後  
の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険  
税については、なお従前の例による。

等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について  
2,680円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保  
険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **2,800円**

第17条～第20条 (略)

## 燕市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 税率改正にあたっての基本的な考え方

- ①新潟県から示された確定納付金をもとに、現行の国民健康保険税率で試算した結果、収支見込みで7,000万円程度の余剰が生じる見込みとなりました。平成31年度の国民健康保険税につきましては、この算定結果に、被保険者の高齢化、現在の財政状況を考慮し、一定の期間において国民健康保険税水準の維持が可能となるよう算定しました。
- ②国民健康保険税の賦課割合は、応能割(所得に応じて賦課する所得割)と応益割(被保険者1人にかかる均等割と世帯毎にかかる平等割)が50対50となる割合を基準とします。

### 2. 税率改正(案)の内容

区分	算定区分	現行	改正案	比較
医療給付費分	所得割	7.30%	6.70%	▲0.60%
	均等割	23,600円	21,800円	▲1,800円
	平等割	23,000円	21,400円	▲1,600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.70%	2.70%	0%
	均等割	13,400円	13,400円	0円
介護納付金分	所得割	2.20%	2.40%	0.20%
	均等割	14,000円	15,500円	1,500円

※平均応能割・応益割 51.25 : 48.75

### 3. 税額比較

課税区分	現行	改正案	引下げ額	引下げ率
1人当たり平均保険税額	94,907円	90,857円	▲4,050円	▲4.27%
1世帯当たり平均保険税額	150,012円	143,610円	▲6,402円	▲4.27%

## 4. モデルケース

(年間額)

世帯例	現行	改正案	引下げ額	1人当たり 影響額
1人世帯 本人(72歳): 年金所得 33万円 (年金収入 153万円)	17,900円 (7割軽減)	16,900円 (7割軽減)	▲1,000円	▲1,000円
夫婦2人世帯 夫(67歳): 年金所得 80万円 (年金収入 200万円) 婦(65歳): 年金所得 0円 (年金収入 60万円)	95,400円 (5割軽減)	89,900円 (5割軽減)	▲5,500円	▲2,750円
夫婦2人世帯 夫(52歳): 営業所得 150万円 妻(48歳): 給与所得 70万円 (給与収入 135万円)	312,700円	304,300円	▲8,400円	▲4,200円
夫婦と子供2人の4人世帯 夫(45歳): 営業所得 200万円 妻(43歳): 給与所得 150万円 (給与収入 240万円) 子(20歳): 学生 子(13歳): 学生	545,300円	528,100円	▲17,200円	▲4,300円

## 5. 適用時期

改正税率での税額計算は、普通徴収の方は平成31年7月の本算定から、特別徴収(年金天引き)の方は平成31年10月支給分からの適用となります。

## 平成30年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度燕市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 542,902 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,726,850 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年 3 月 1 日 提出                      燕 市 長                      鈴 木   力



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 療養給付費等交付金		1	8,280	8,281
	1 療養給付費等交付金	1	8,280	8,281
5 県支出金		5,035,831	106,842	5,142,673
	1 県補助金	5,035,830	106,842	5,142,672
6 財産収入		28	14	42
	1 財産運用収入	28	14	42
7 繰入金		533,135	27,356	560,491
	1 他会計繰入金	533,134	27,356	560,490
8 繰越金		120,000	400,410	520,410
	1 繰越金	120,000	400,410	520,410
歳入	合計	7,183,948	542,902	7,726,850

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,942,325	106,842	5,049,167
	1 療養諸費	4,332,453	87,543	4,419,996
	2 高額療養費	584,566	19,299	603,865
6 基金積立金		28	216,060	216,088
	1 基金積立金	28	216,060	216,088
7 諸支出金		134,319	220,000	354,319
	3 他会計繰出金	0	220,000	220,000
歳	出	合	計	
		7,183,948	542,902	7,726,850

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 療養給付費等交付金	1	8,280	8,281
5 県支出金	5,035,831	106,842	5,142,673
6 財産収入	28	14	42
7 繰入金	533,135	27,356	560,491
8 繰越金	120,000	400,410	520,410
歳入合計	7,183,948	542,902	7,726,850

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2保険給付費	4,942,325	106,842	5,049,167	106,842			
3国民健康保険事業 費納付金	1,866,765	0	1,866,765			27,356	△27,356
6基金積立金	28	216,060	216,088			14	216,046
7諸支出金	134,319	220,000	354,319				220,000
歳 出 合 計	7,183,948	542,902	7,726,850	106,842		27,370	408,690

2 歳 入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
	4療養給付費等交付金	1	8,280	8,281
	1療養給付費等交付金	1	8,280	8,281
	1療養給付費等交付金	1	8,280	8,281
	5県支出金	5,035,831	106,842	5,142,673
	1県補助金	5,035,830	106,842	5,142,672
	1保険給付費等交付金	5,035,830	106,842	5,142,672
	6財産収入	28	14	42
	1財産運用収入	28	14	42
	1利子及び配当金	28	14	42
	7繰入金	533,135	27,356	560,491
	1他会計繰入金	533,134	27,356	560,490
	1一般会計繰入金	533,134	27,356	560,490
	8繰越金	120,000	400,410	520,410
	1繰越金	120,000	400,410	520,410
	1繰越金	120,000	400,410	520,410
歳 入 合 計		7,183,948	542,902	7,726,850

(単位：千円)

節		説明	
区	分	金	額
1	過年度分	8,280	過年度分 8,280
1	保険給付費等 交付金	106,842	普通交付金 106,842
1	基金収入	14	財政調整基金利子収入 14
1	保険基盤安定 繰入金	29,526	保険基盤安定繰入金 29,526
4	財政安定化支 援事業繰入金	△2,170	財政安定化支援事業繰入金 △2,170
1	前年度繰越金	400,410	前年度繰越金 400,410

3 歳 出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	2	保険給付費	4,942,325	106,842	5,049,167	106,842			
	1	療養諸費	4,332,453	87,543	4,419,996	87,543			
		1一般被保険者療養給付費	4,237,289	87,543	4,324,832	87,543			
	2	高額療養費	584,566	19,299	603,865	19,299			
		1一般被保険者高額療養費	571,632	19,299	590,931	19,299			
	3	国民健康保険事業費納付金	1,866,765	0	1,866,765			27,356	△27,356
	1	医療給付費分	1,281,532	0	1,281,532			18,493	△18,493
		1一般被保険者医療給付費分	1,272,445	0	1,272,445			18,493	△18,493
	2	後期高齢者支援金等分	435,386	0	435,386			8,660	△8,660
		1一般被保険者後期高齢者支援金等分	432,415	0	432,415			8,660	△8,660
	3	介護納付金分	149,847	0	149,847			203	△203
		1介護納付金分	149,847	0	149,847			203	△203
	6	基金積立金	28	216,060	216,088			14	216,046
	1	基金積立金	28	216,060	216,088			14	216,046
		1財政調整基金積立金	28	216,060	216,088			14	216,046
	7	諸支出金	134,319	220,000	354,319				220,000
	3	他会計繰出金	0	220,000	220,000				220,000
		1一般会計繰出金	0	220,000	220,000				220,000
		歳 出 合 計	7,183,948	542,902	7,726,850	106,842		27,370	408,690

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
19 負担金補助及び交付金	87,543	1 一般被保険者療養給付費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者療養給付費	87,543 87,543
19 負担金補助及び交付金	19,299	1 一般被保険者高額療養費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者高額療養費	19,299 19,299
		財源更正	
		財源更正	
		財源更正	
25 積立金	216,060	1 財政調整基金積立金 【健康福祉部 保険年金課】 ・財政調整基金利子積立金 ・財政調整基金積立金	216,060 14 216,046
28 繰出金	220,000	1 一般会計繰出金 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般会計繰出金	220,000 220,000



## 平成30年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要

## 1. 平成30年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

今回の補正予算は、医療費増加に伴う保険給付費の不足分を増額し、保険給付費の全額を交付対象とする県支出金を併せて増額します。

また、医療費激増に伴う厳しい財政状況は現在改善しており、今後、一定期間において国保税水準が維持できる見通しがついたため、平成27年度および平成28年度に、特例措置として一般会計から繰り入れた法定外繰入金を、一般会計へ繰り戻すため繰出金を計上します。

## (1) 補正額と財源内訳

(単位：千円)

補正前の額	今回補正額	財源内訳				補正後の額
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
7,183,948	542,902	106,842		27,370	408,690	7,726,850

## (2) 歳入の概要

※歳入及び歳出の概要の補正前予算額は今回補正となる科目を対象に集計してあります。

(単位：千円)

番号	科目			補正前予算額	補正額	関連歳出
1	療養給付費等交付金	療養給付費等交付金	過年度分	1	8,280	-
2	県支出金	県補助金	普通交付金	4,917,219	106,842	歳出1,2
3	財産収入	財産運用収入	財政調整基金利子収入	28	14	歳出3
4	繰入金	他会計繰入金	保険基盤安定繰入金	360,552	29,526	-
			財政安定化支援事業繰入金	50,118	△ 2,170	-
5	繰越金	繰越金	前年度繰越金	120,000	400,410	-

(3) 歳出の概要

(単位：千円)

2 款 保険給付費							
1 項 療養諸費							
1 目 一般被保険者療養給付費							
番号	事業名等	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
1	一般被保険者療養給付費	医療費増加に伴う給付見込額の不足分を増額します。 ・一般被保険者療養給付費 87,543千円	4,237,289	87,543	国県支出金 87,543	0	-

2 項 高額療養費							
1 目 一般被保険者高額療養費							
番号	事業名等	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
2	一般被保険者高額療養費	医療費増加に伴う給付見込額の不足分を増額します。 ・一般被保険者高額療養費 19,299千円	571,632	19,299	国県支出金 19,299	0	-

6 款 基金積立金							
1 項 基金積立金							
1 目 財政調整基金積立金							
番号	事業名等	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
3	財政調整基金利子積立金	基金の利子収入を国民健康保険財政調整基金に積み立てます。 ・財政調整基金利子積立金 14千円	28	14	利子収入 14	0	-
4	財政調整基金積立金	今後の円滑な国民健康保険事業運営のために国民健康保険財政調整基金に積み立てます。 ・財政調整基金積立金 216,046千円 (補正後基金残高 772,551千円)	0	216,046	0	216,046	-

(単位：千円)

7 款 諸支出金							
3 項 他会計繰出金							
1 目 一般会計繰出金							
番号	事業名等	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
5	一般会計繰出金	平成27年度および平成28年度に、医療費激増に伴う特例措置として一般会計から繰り入れた法定外繰入金を繰り戻すため、一般会計へ繰り出します。  ・一般会計繰出金 220,000千円	0	220,000	0	220,000	-

## 平成31年度燕市国民健康保険特別会計予算

平成31年度燕市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,081,923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年3月1日 提出 燕市長 鈴木 力

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1, 470, 225
	1 国民健康保険税	1, 470, 225
2 使用料及び手数料		700
	1 手数料	700
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		5, 051, 382
	1 県補助金	5, 051, 381
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		28
	1 財産運用収入	28
6 繰入金		544, 877
	1 他会計繰入金	544, 876
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		14, 709
	1 延滞金加算金及び過料	6, 106
	2 雑入	8, 603
歳 入	合 計	7, 081, 923

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		112,485
	1 総務管理費	98,234
	2 徴税費	12,924
	3 運営協議会費	536
	4 趣旨普及費	791
2 保険給付費		4,961,443
	1 療養諸費	4,349,633
	2 高額療養費	591,904
	3 移送費	200
	4 出産育児一時金	13,206
	5 葬祭費	6,500
3 国民健康保険事業費納付金		1,871,443
	1 医療給付費分	1,257,782
	2 後期高齢者支援金等分	450,894
	3 介護納付金分	162,767
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		110,903
	1 特定健康診査等事業費	51,749
	2 保健事業費	59,154
6 基金積立金		28
	1 基金積立金	28
7 諸支出金		15,620
	1 償還金及び還付加算金	15,617
	2 延滞金	3
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	7,081,923



# 予算に関する説明書



# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1. 総括

### 歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税	1,470,225	1,479,492	△9,267
2 使用料及び手数料	700	800	△100
3 国庫支出金	1	2	△1
4 県支出金	5,051,382	5,035,669	15,713
5 財産収入	28	28	0
6 繰入金	544,877	537,326	7,551
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	14,709	14,659	50
* 療養給付費等交付金	0	1	△1
歳入合計	7,081,923	7,067,978	13,945

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1総務費	112,485	116,853	△4,368	1,917		110,568	
2保険給付費	4,961,443	4,942,325	19,118	4,941,737		8,400	11,306
3国民健康保険事業 費納付金	1,871,443	1,866,765	4,678	74,292		425,913	1,371,238
4財政安定化基金拠 出金	1	1	0				1
5保健事業費	110,903	117,686	△6,783	33,435		2,034	75,434
6基金積立金	28	28	0			28	
7諸支出金	15,620	14,320	1,300				15,620
8予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	7,081,923	7,067,978	13,945	5,051,381		546,943	1,483,599

2 歳 入

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
1	国民健康保険税	1,470,225	1,479,492	△9,267
	1国民健康保険税	1,470,225	1,479,492	△9,267
	1一般被保険者国民健康保険税	1,464,442	1,465,211	△769
	2退職被保険者等国民健康保険税	5,783	14,281	△8,498

01-01-01 一般被保険者国民健康保険税

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分 現年課税分	938,817	医療給付費分現年度分 調定見込額 990,598 収納見込額 (94.0%) 931,162 医療給付費分過年度分 調定見込額 8,144 収納見込額 (94.0%) 7,655	931,162  7,655
2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	343,852	後期高齢者支援金分現年度分 調定見込額 362,604 収納見込額 (94.0%) 340,847 後期高齢者支援金分過年度分 調定見込額 3,197 収納見込額 (94.0%) 3,005	340,847  3,005
3 介護納付金分 現年課税分	123,622	介護納付金分現年度分 調定見込額 130,349 収納見込額 (94.0%) 122,528 介護納付金分過年度分 調定見込額 1,164 収納見込額 (94.0%) 1,094	122,528  1,094
4 医療給付費分 滞納繰越分	43,324	医療給付費分滞納繰越分 調定見込額 288,833 収納見込額 (15.0%) 43,324	43,324
5 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	8,672	後期高齢者支援金分滞納繰越分 調定見込額 51,017 収納見込額 (17.0%) 8,672	8,672
6 介護納付金分 滞納繰越分	6,155	介護納付金分滞納繰越分 調定見込額 34,195 収納見込額 (18.0%) 6,155	6,155
1 医療給付費分 現年課税分	843	医療給付費分現年度分 調定見込額 935 収納見込額 (90.0%) 842 医療給付費分過年度分 調定見込額 1 収納見込額 (90.0%) 1	842  1
2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	356	後期高齢者支援金分現年度分 調定見込額 394 収納見込額 (90.0%) 355 後期高齢者支援金分過年度分 調定見込額 1 収納見込額 (90.0%) 1	355  1
3 介護納付金分 現年課税分	200	介護納付金分現年度分 調定見込額 221 収納見込額 (90.0%) 199 介護納付金分過年度分 調定見込額 1 収納見込額 (90.0%) 1	199  1

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較
款	項	目			
		2使用料及び手数料	700	800	△100
		1手数料	700	800	△100
		1督促手数料	700	800	△100
		3国庫支出金	1	2	△1
		1国庫補助金	1	1	0
		1災害臨時特例補助金	1	1	0
		* 国庫負担金	0	1	△1
		* 療養給付費等負担金	0	1	△1
		4県支出金	5,051,382	5,035,669	15,713
		1県補助金	5,051,381	5,035,668	15,713
		1保険給付費等交付金	5,051,381	5,035,668	15,713
		2財政安定化基金交付金	1	1	0
		1財政安定化基金交付金	1	1	0
		5財産収入	28	28	0
		1財産運用収入	28	28	0
		1利子及び配当金	28	28	0
		6繰入金	544,877	537,326	7,551
		1他会計繰入金	544,876	537,325	7,551
		1一般会計繰入金	544,876	537,325	7,551

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 医療給付費分 滞納繰越分	2,905	医療給付費分滞納繰越分 調定見込額 58,111 収納見込額 (5.0%) 2,905	2,905
5 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	640	後期高齢者支援金分滞納繰越分 調定見込額 10,680 収納見込額 (6.0%) 640	640
6 介護納付金分 滞納繰越分	839	介護納付金分滞納繰越分 調定見込額 16,799 収納見込額 (5.0%) 839	839
1 督促手数料	700	督促手数料	700
1 災害臨時特例 補助金	1	災害臨時特例補助金	1
		廃科目	
1 保険給付費等 交付金	5,051,381	普通交付金 特別交付金	4,941,737 109,644
1 財政安定化基 金交付金	1	財政安定化基金交付金	1
1 基金収入	28	財政調整基金利子収入	28
1 保険基盤安定 繰入金	377,965	保険基盤安定繰入金	377,965
2 職員給与費等 繰入金	110,563	職員給与費等繰入金	110,563

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
	2基金繰入金	1	1	0
	1財政調整基金繰入金	1	1	0
	7繰越金	1	1	0
	1繰越金	1	1	0
	1繰越金	1	1	0
	8諸収入	14,709	14,659	50
	1延滞金加算金及び過料	6,106	5,306	800
	1一般被保険者延滞金	6,000	5,000	1,000
	2退職被保険者等延滞金	100	300	△200
	3一般被保険者加算金	3	3	0
	4退職被保険者等加算金	3	3	0
	2雑入	8,603	9,353	△750
	1一般被保険者第三者納付金	5,000	5,000	0
	2退職被保険者等第三者納付金	50	100	△50
	3一般被保険者返納金	1,510	1,510	0
	4退職被保険者等返納金	2	11	△9
	5雑入	2,041	2,732	△691
	* 療養給付費等交付金	0	1	△1

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 出産育児一時金繰入金	8,400	出産育児一時金繰入金	8,400
4 財政安定化支援事業繰入金	47,948	財政安定化支援事業繰入金	47,948
1 財政調整基金繰入金	1	財政調整基金繰入金	1
1 前年度繰越金	1	前年度繰越金	1
1 一般被保険者延滞金	6,000	一般被保険者延滞金	6,000
1 退職被保険者等延滞金	100	退職被保険者等延滞金	100
1 一般被保険者加算金	3	一般被保険者加算金	3
1 退職被保険者等加算金	3	退職被保険者等加算金	3
1 一般被保険者第三者納付金	5,000	一般被保険者第三者納付金	5,000
1 退職被保険者等第三者納付金	50	退職被保険者等第三者納付金	50
1 一般被保険者返納金	1,510	一般被保険者返納金 一般被保険者返納金滞納繰越分	1,500 10
1 退職被保険者等返納金	2	退職被保険者等返納金 退職被保険者等返納金滞納繰越分	1 1
1 雑入	1,095	雑入 雇用保険料個人負担金 特定健診自己負担金 指定公費返納金滞納繰越分	1 11 1,082 1
2 国保連合会補助金	946	国保連合会補助金	946



科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
	* 療養給付費等交付金	0	1	△1
	* 療養給付費等交付金	0	1	△1
歳 入 合 計		7,081,923	7,067,978	13,945

09-01-01 療養給付費等交付金



3 歳 出

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
款	項	目				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
	1	総務費	112,485	116,853	△4,368	1,917		110,568
		1総務管理費	98,234	103,470	△5,236			98,234
		1一般管理費	93,304	99,103	△5,799			93,304
		2国民健康保 険団体連合 会負担金	4,930	4,367	563			4,930
	2	徴税费	12,924	11,957	967	1,836		11,088
		1賦課徴收费	12,924	11,957	967	1,836		11,088

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
2	給料	37,897	1 職員人件費 78,435
3	職員手当等	27,177	【総務部 総務課】
4	共済費	13,651	・一般職給料 (11人) 37,897
7	賃金	1,786	・扶養手当 714
9	旅費	21	・管理職手当 286
11	需用費	724	・住居手当 547
12	役務費	1,669	・通勤手当 458
13	委託料	10,376	・時間外勤務手当 1,990
14	使用料及び賃借料	3	・管理職員特別勤務手当 21
19	負担金補助及び交付金	4,930	・期末手当 8,764
			・勤勉手当 6,126
			・児童手当 540
			・退職手当負担金 7,731
			・共済費 13,296
			・地方公務員災害補償基金負担金 65
			2 一般管理費 14,869
			【健康福祉部 保険年金課】
			・社会保険料 290
			・臨時職員賃金 1,786
			・普通旅費 21
			・消耗品費 724
			・通信運搬費 1,663
			・手数料 6
			・国保ライセンスシステム保守業務委託料 220
			・被保険者証年次更新業務委託料 389
			・高額療養費支給勸奨通知作成委託料 780
			・国保情報集約システム運用保守業務委託料 2,368
			・共同電算処理業務委託料 5,789
			・レセプト電算処理業務委託料 830
			・高速道路使用料 3
			1 連合会負担金 4,930
			【健康福祉部 保険年金課】
			・第一種負担金 3,782
			・求償事務受益者負担金 1,148
11	需用費	2,101	1 賦課経費 5,024
12	役務費	6,313	【市民生活部 税務課】
13	委託料	2,153	・消耗品費 46
19	負担金補助及び交付金	2,357	・印刷製本費 1,292
			・通信運搬費 1,850
			・保険税減免対応システム改修委託 1,836
			2 収納経費 7,900
			【市民生活部 収納課】
			・消耗品費 45
			・印刷製本費 534
			・修繕料 50
			・燃料費 134
			・通信運搬費 3,128
			・手数料 1,335
			・収納業務電算作業委託料 317
			・嘱託徴収業務負担金 2,357

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	3	運 営 協 議 会 費	536	543	△7			536	
		1 運 営 協 議 会 費	536	543	△7			536	
	4	趣 旨 普 及 費	791	883	△92	81		710	
		1 趣 旨 普 及 費	791	883	△92	81		710	
	2	保 険 給 付 費	4,961,443	4,942,325	19,118	4,941,737		8,400	11,306
		1 療 養 諸 費	4,349,633	4,332,453	17,180	4,349,633			
		1 一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費	4,295,023	4,237,289	57,734	4,295,023			
		2 退 職 被 保 険 者 等 療 養 給 付 費	17,588	51,093	△33,505	17,588			
		3 一 般 被 保 険 者 療 養 費	25,823	32,000	△6,177	25,823			
		4 退 職 被 保 険 者 等 療 養 費	200	600	△400	200			
		5 審 査 支 払 手 数 料	10,999	11,471	△472	10,999			
		2 高 額 療 養 費	591,904	584,566	7,338	591,904			
		1 一 般 被 保 険 者 高 額 療 養 費	587,937	571,632	16,305	587,937			
		2 退 職 被 保 険 者 等 高 額 療 養 費	3,194	11,262	△8,068	3,194			
		3 一 般 被 保 険 者 高 額 介 護 合 算 療 養 費	647	1,486	△839	647			

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	375	1 運営協議会費 【健康福祉部 保険年金課】	536
9 旅費	12	・運営協議会委員報酬	375
11 需用費	116	・費用弁償	12
12 役務費	33	・消耗品費	116
		・通信運搬費	33
11 需用費	791	1 趣旨普及費 【健康福祉部 保険年金課】	791
		・消耗品費	197
		・印刷製本費	594
19 負担金補助及び交付金	4,295,023	1 一般被保険者療養給付費 【健康福祉部 保険年金課】	4,295,023
		・一般被保険者療養給付費	4,295,023
19 負担金補助及び交付金	17,588	1 退職被保険者等療養給付費 【健康福祉部 保険年金課】	17,588
		・退職被保険者等療養給付費	17,588
19 負担金補助及び交付金	25,823	1 一般被保険者療養費 【健康福祉部 保険年金課】	25,823
		・一般被保険者療養費	25,823
19 負担金補助及び交付金	200	1 退職被保険者等療養費 【健康福祉部 保険年金課】	200
		・退職被保険者等療養費	200
13 委託料	10,999	1 審査支払手数料 【健康福祉部 保険年金課】	10,999
		・診療報酬審査委託料	10,999
19 負担金補助及び交付金	587,937	1 一般被保険者高額療養費 【健康福祉部 保険年金課】	587,937
		・一般被保険者高額療養費	587,937
19 負担金補助及び交付金	3,194	1 退職被保険者等高額療養費 【健康福祉部 保険年金課】	3,194
		・退職被保険者等高額療養費	3,194
19 負担金補助及び交付金	647	1 一般被保険者高額介護合算療養費 【健康福祉部 保険年金課】	647
		・一般被保険者高額介護合算療養費	647

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		4退職被保険者等高額介護合算療養費	126	186	△60	126			
		3移送費	200	200	0	200			
		1一般被保険者移送費	100	100	0	100			
		2退職被保険者等移送費	100	100	0	100			
		4出産育児一時金	13,206	17,606	△4,400			8,400	4,806
		1出産育児一時金	13,200	17,600	△4,400			8,400	4,800
		2審査支払手数料	6	6	0				6
		5葬祭費	6,500	7,500	△1,000				6,500
		1葬祭費	6,500	7,500	△1,000				6,500
		3国民健康保険事業費納付金	1,871,443	1,866,765	4,678	74,292		425,913	1,371,238
		1医療給付費分	1,257,782	1,281,532	△23,750	74,292		306,308	877,182
		1一般被保険者医療給付費分	1,254,034	1,272,445	△18,411	74,292		306,308	873,434
		2退職被保険者等医療給付費分	3,748	9,087	△5,339				3,748
		2後期高齢者支援金等分	450,894	435,386	15,508			91,994	358,900
		1一般被保険者後期高齢者支援金等分	449,898	432,415	17,483			91,994	357,904
		2退職被保険者等後期高齢者支援金等分	996	2,971	△1,975				996

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
19	負担金補助及び交付金	126	1 退職被保険者等高額介護合算療養費 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等高額介護合算療養費	126 126
19	負担金補助及び交付金	100	1 一般被保険者移送費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者移送費	100 100
19	負担金補助及び交付金	100	1 退職被保険者等移送費 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等移送費	100 100
19	負担金補助及び交付金	13,200	1 出産育児一時金 【健康福祉部 保険年金課】 ・出産育児一時金	13,200 13,200
13	委託料	6	1 審査支払手数料 【健康福祉部 保険年金課】 ・出産育児一時金支払手数料	6 6
19	負担金補助及び交付金	6,500	1 葬祭費 【健康福祉部 保険年金課】 ・葬祭費	6,500 6,500
19	負担金補助及び交付金	1,254,034	1 一般被保険者医療給付費分 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者医療給付費分	1,254,034 1,254,034
19	負担金補助及び交付金	3,748	1 退職被保険者等医療給付費分 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等医療給付費分	3,748 3,748
19	負担金補助及び交付金	449,898	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者後期高齢者支援金等分	449,898 449,898
19	負担金補助及び交付金	996	1 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等後期高齢者支援金等分	996 996



科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	3	介護納付金分	162,767	149,847	12,920			27,611	135,156
		1介護納付金分	162,767	149,847	12,920			27,611	135,156
	4	財政安定化基金 拠出金	1	1	0				1
		1財政安定化基金 拠出金	1	1	0				1
		1財政安定化基金 拠出金	1	1	0				1
	5	保健事業費	110,903	117,686	△6,783	33,435		2,034	75,434
		1特定健康診査 等事業費	51,749	53,906	△2,157	26,135		1,082	24,532
		1特定健康診査 等事業費	51,749	53,906	△2,157	26,135		1,082	24,532
		2保健事業費	59,154	63,780	△4,626	7,300		952	50,902
		1保健衛生普 及費	59,154	63,780	△4,626	7,300		952	50,902

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区	分			
19	負担金補助及び交付金	162,767	1 介護納付金分 【健康福祉部 保険年金課】 ・介護納付金分	162,767 162,767
19	負担金補助及び交付金	1	1 財政安定化基金拠出金 【健康福祉部 保険年金課】 ・財政安定化基金拠出金	1 1
8	報償費	4,264	1 特定健康診査等事業費 【健康福祉部 保険年金課】	51,749
11	需用費	322	・特定健診従事者謝金	4,264
12	役務費	1,186	・消耗品費	87
13	委託料	45,977	・印刷製本費	235
			・通信運搬費	1,186
			・特定健診受診勧奨通知委託料	3,418
			・特定健康診査委託料	38,527
			・特定健康診査審査委託料	2,162
			・特定保健指導委託料	1,870
4	共済費	353	1 保健事業費 【健康福祉部 保険年金課】	59,154
7	賃金	2,200	・社会保険料	353
8	報償費	835	・保健指導看護師賃金	2,200
9	旅費	42	・補助事業謝金	835
11	需用費	1,281	・普通旅費	42
12	役務費	2,947	・消耗品費	434
13	委託料	15,768	・印刷製本費	564
19	負担金補助及び交付金	35,721	・修繕料	226
27	公課費	7	・燃料費	57
			・通信運搬費	2,899
			・手数料	11
			・自動車保険料	37
			・医療費通知作成委託料	912
			・ジェネリック医薬品差額通知委託料	5,232
			・慢性腎臓病（CKD）進行予防事業委託料	1,960
			・糖尿病性腎症重症化予防事業委託料	1,646
			・慢性閉塞性肺疾患（COPD）進行予防事業委託料	553
			・脳梗塞再発予防事業委託料	218
			・レセプト点検業務委託料	4,592
			・残薬・ポリファーマシー対策事業委託料	655
			・人間ドック助成金	35,721
			・自動車重量税	7

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
款	項	目							
6基金積立金			28	28	0			28	
1基金積立金			28	28	0			28	
1財政調整基金積立金			28	28	0			28	
7諸支出金			15,620	14,320	1,300				15,620
1償還金及び還付加算金			15,617	14,317	1,300				15,617
1過年度支出金			301	1	300				301
2一般被保険者保険税還付金			15,000	14,000	1,000				15,000
3退職被保険者等保険税還付金			100	100	0				100
4一般被保険者還付加算金			200	200	0				200
5退職被保険者等還付加算金			16	16	0				16
2延滞金			3	3	0				3
1延滞金			3	3	0				3
8予備費			10,000	10,000	0				10,000
1予備費			10,000	10,000	0				10,000
1予備費			10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計			7,081,923	7,067,978	13,945	5,051,381		546,943	1,483,599

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
25 積立金		28	1 財政調整基金積立金 【健康福祉部 保険年金課】 ・ 財政調整基金利子積立金	28  28
23 償還金利子及び割引料		301	1 国庫支出金等返還金 【健康福祉部 保険年金課】 ・ 国庫支出金等返還金 ・ 指定公費返還金	301  1 300
23 償還金利子及び割引料		15,000	1 一般被保険者保険税還付金 【市民生活部 収納課】 ・ 国保税還付金	15,000  15,000
23 償還金利子及び割引料		100	1 退職被保険者等保険税還付金 【市民生活部 収納課】 ・ 国保税還付金	100  100
23 償還金利子及び割引料		200	1 一般被保険者還付加算金 【市民生活部 収納課】 ・ 国保税還付加算金	200  200
23 償還金利子及び割引料		16	1 退職被保険者等還付加算金 【市民生活部 収納課】 ・ 国保税還付加算金	16  16
23 償還金利子及び割引料		3	1 延滞金 【市民生活部 収納課】 ・ 延滞金	3  3

平成31年度  
燕市国民健康保険事業運営に関する  
事業計画

平成31年4月  
健康福祉部 保険年金課

## 【 目 次 】

第1章	事業運営の健全化と事業計画	3
第2章	国民健康保険事業運営（特別会計）の現状と課題	
第1節	国民健康保険特別会計の現状及び見通し	3
1.	被保険者数の推移	3
2.	一人当たりの国保税調定額と収納率（現年課税分）の推移	3
3.	一人当たりの保険給付費の推移	4
4.	財政状況（30年度までの財政見通し）	4
第2節	国民健康保険事業運営の課題	5
第3章	国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み	
第1節	国民健康保険税の収納率向上への取り組み	6
第2節	第三者行為に関する取り組み強化について	7
第3節	保健事業について	8
1.	ジェネリック医薬品の使用促進事業（差額通知）	8
2.	柔道整復療養費の適正受診対策	8
3.	多受診患者の実態把握と受診行動適正化	8
4.	慢性腎臓病（CKD）進行予防事業	8
5.	糖尿病性腎症重症化予防事業	8
6.	特定健診受診率向上事業	9
7.	慢性閉塞性肺疾患（COPD）進行予防事業	9
8.	脳梗塞再発予防事業	9
9.	残薬・ポリファーマシー対策事業	9

## 第1章 事業運営の健全化と事業計画

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として地域住民の健康保持を図り、生活の安定に重要な役割を果たしているが、反面、少子高齢化の進展や医療費の増大などにより、国民健康保険事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

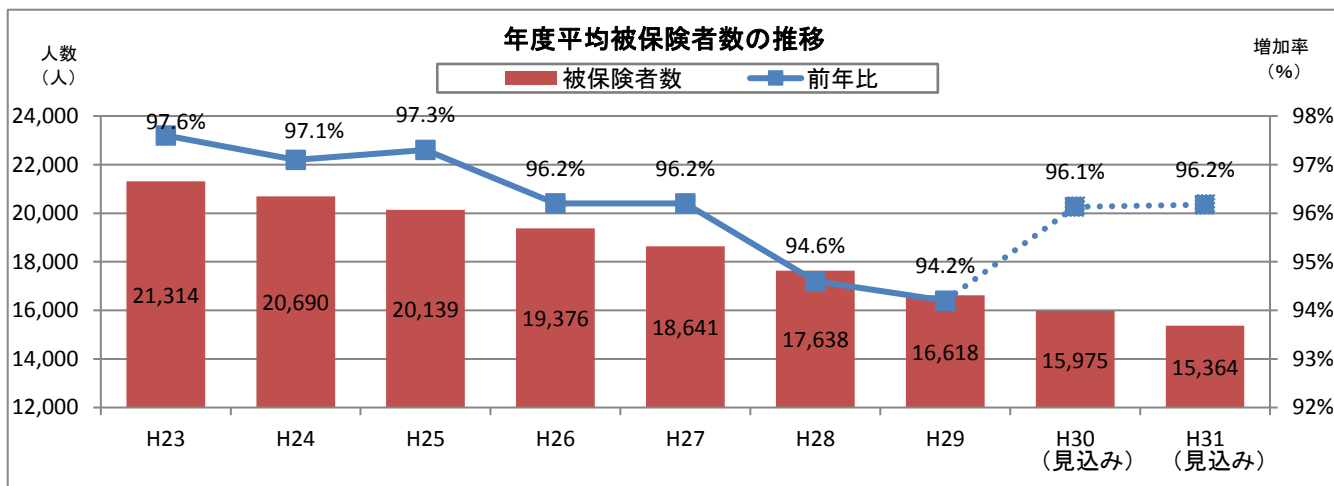
このような状況の中、本計画は、国民健康保険事業運営の健全化（国保財政の収支不均衡の解消等）を基本に、今後の事業運営にかかる様々な課題を整理し、対策を講じながら中長期的に安定した事業運営を図ることを目的に策定するものである。

## 第2章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題

### 第1節 国民健康保険特別会計の現状及び見通し

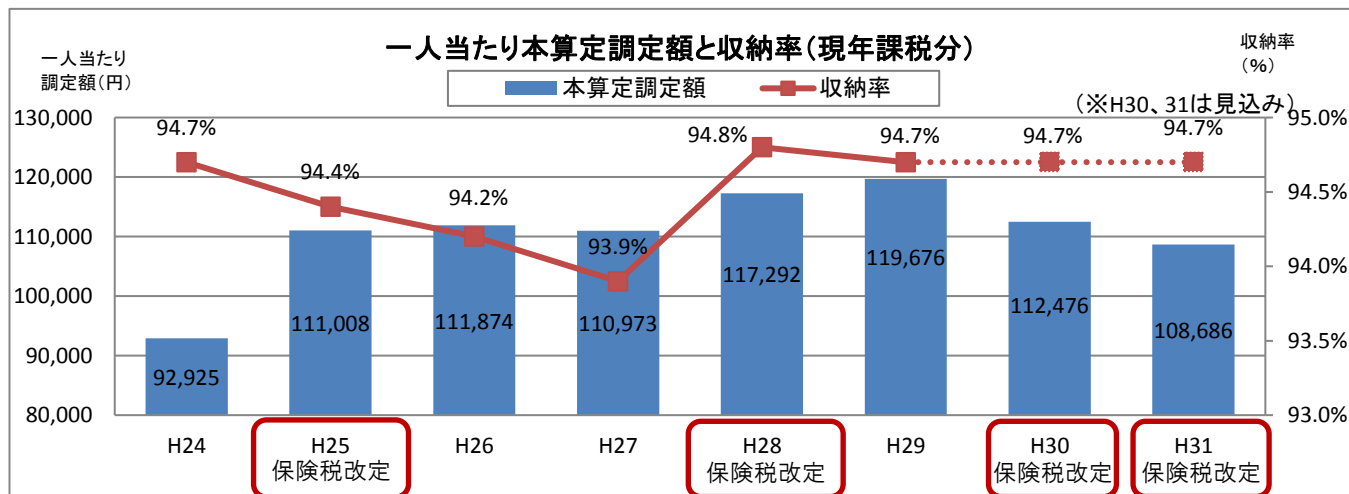
#### 1. 被保険者数の推移

各年度の平均被保険者数については、29年度は前年度比で5.8%の減少となり、28年度と同様に、27年度以前と比べ大幅な減少率となったが、これは28年度に社会保険の適用範囲が拡大されたことが要因とみられる。30年度については、27年度以前と同程度の減少が見込まれるが、依然として減少傾向は今後も継続していくと推測される。



#### 2. 一人当たりの国保税調定額と収納率(現年課税分)の推移

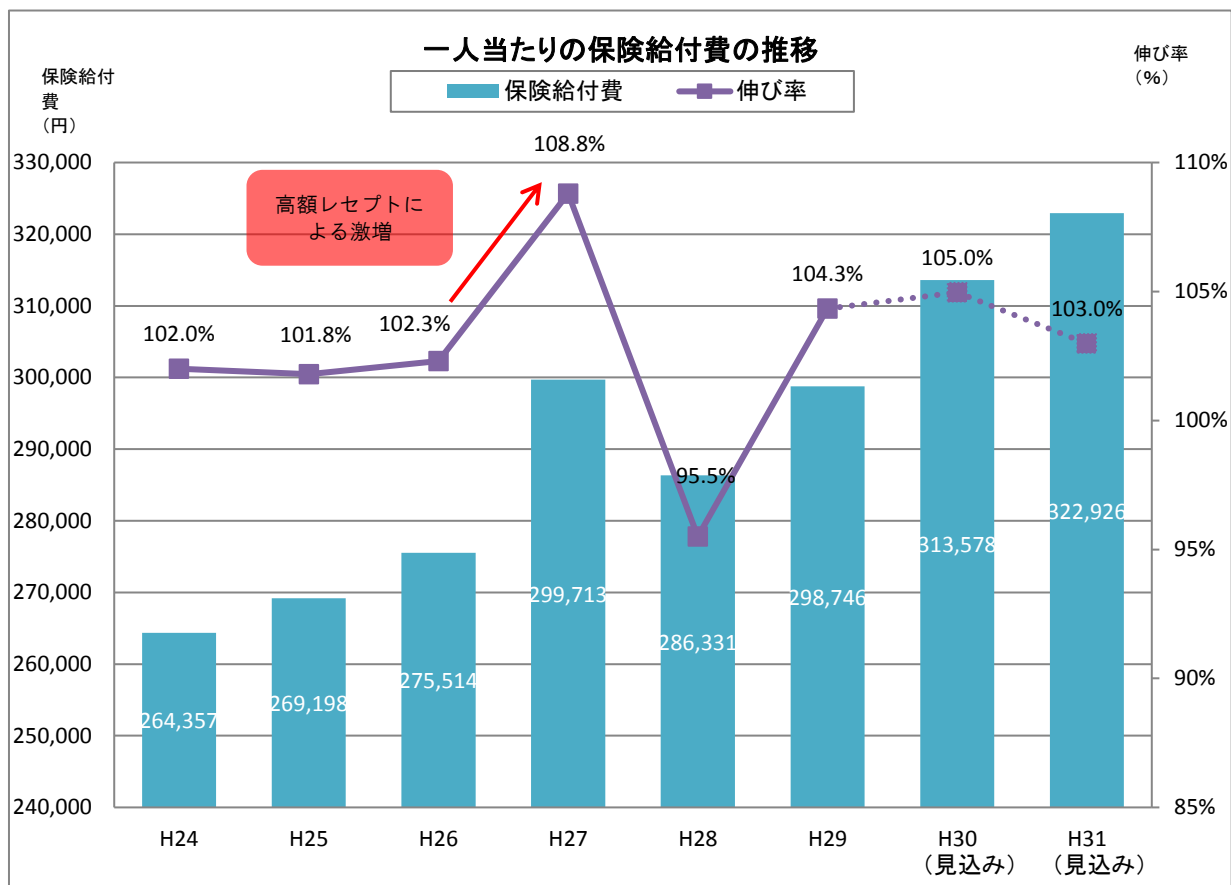
ここで示す一人当たり国保税調定額は、本算定時の調定額を被保険者数の平均で除した金額を表したものであり、国保税改定が実施された25年度に20%、28年度に6%程度上昇している。また、制度改正に伴い30年度に実施された国保税改定においては、前年度調定額に対して概ね6%程度の減少となっている。



### 3. 一人当たりの保険給付費の推移

一人当たりの保険給付費は毎年増加しており、26年度までは前年度比2～3%の上昇で推移していたが、「脳梗塞」、「その他の心疾患」等の高額レセプトの発生や新規高額薬剤の影響により27年度の一人当たり保険給付費は前年度に対し伸び率108.8%と激増している。

その後、28年度下半期以降の推移から先の医療費激増は収束したものの、新規高額薬剤を含む医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費増は現在も継続しており、加えて「脳梗塞」等生活習慣病に起因する疾病については、今後また医療費激増時のような状況が発生する可能性もあるため、医療費推移の見通しは依然として不透明な状況が続いている。



### 4. 財政状況(30年度までの財政見通し)

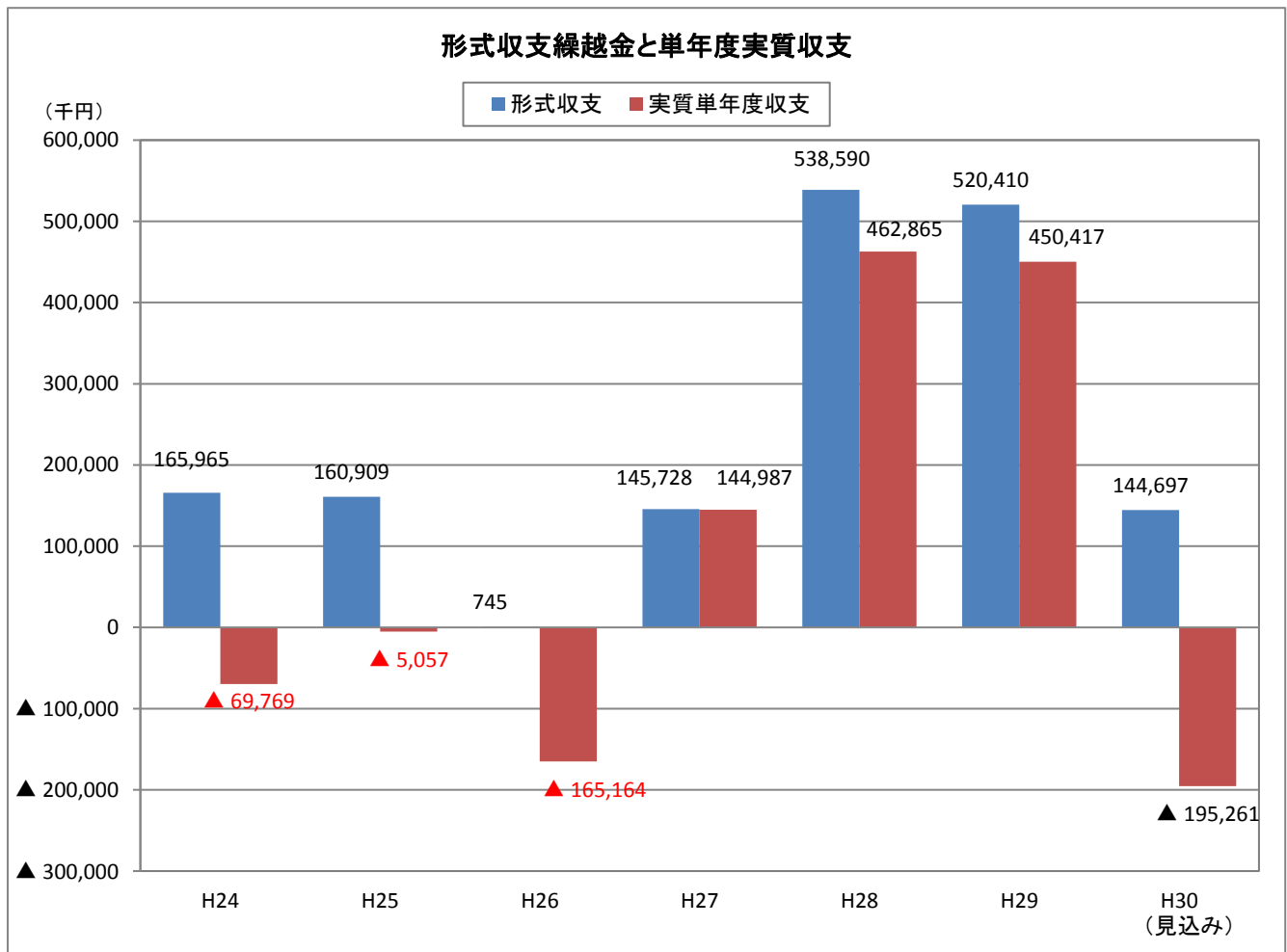
被保険者数、国保税及び事業費納付金等により決算見込みを試算すると、30年度は形式収支で144,697千円の黒字、単年度実質収支で195,261千円の赤字となる見込みである。

30年度の単年度実質収支については、一般会計への繰出金220,000千円を歳出に含める一方で、繰越金を歳入に含めないため赤字となっている。

#### ■ 歳入-歳出

区分(科目)	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算 (決算見込み)
形式収支(決算額)	165,965千円	160,909千円	745千円	145,728千円	538,590千円	520,410千円	144,697千円
単年度実質収支	▲69,769千円	▲5,057千円	▲165,164千円	144,987千円	462,865千円	450,417千円	▲195,261千円





## 第2節 国民健康保険事業運営の課題

国民健康保険事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向にあるものの、少子高齢化と医療の高度化等を背景として、一人当たりの医療費は年々増加傾向にある。このため、歳出の大部分を占める保険給付費全体が24年度以降緩やかな減少カーブを描く一方で、国保の構造上、被保険者に被用者保険が適用されない非正規雇用者や無収入者等の低所得者が多く含まれるため、これに見合う財源の確保が難しい状況にある。

このような現状のなか、平成30年度の国保制度改革に伴い、市町村国保は都道府県単位に広域化となり、特に財政運営面では大きく改革されると共に、国による財政支援が拡充された。しかしながら、高齢者の加入割合が増加の一途であることや、担税力の低い低所得者層の割合が高いこと等により、財源確保が現状より向上することは見込めないため、制度改革後においても財政運営の厳しい状況は続くことが想定される。

昨今の国保事業を取り巻く環境においては、今後の財政見通しは極めて不透明な状況下であり国保財政の安定的な運営に努めるには、これまで実施してきた各種の医療費適正化事業等を、保険者が講じ得る対策として引き続き重点的に取り組んでいく必要がある。

### 第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

#### 第1節 国民健康保険税の収納率向上への取り組み

国保税の収納状況は、以下のとおり推移している。

年度	現年度課税分		滞納繰越分		合計	
	収納額	収納率	収納額	収納率	収納額	収納率
25年度	1,803,638千円	94.4%	75,020千円	16.7%	1,878,658千円	79.6%
26年度	1,744,407千円	94.2%	67,009千円	14.6%	1,811,416千円	78.4%
27年度	1,649,587千円	93.9%	74,321千円	16.0%	1,723,908千円	77.6%
28年度	1,689,121千円	94.8%	80,367千円	17.2%	1,769,488千円	78.6%
29年度	1,628,136千円	94.7%	70,532千円	15.3%	1,698,668千円	77.9%

平成31年度の目標収納率は、28年度・29年度の実績を基に現年度課税分は「94%」以上、滞納繰越分「17%」以上、合計「78%」以上とし、この目標の実現に向け下記の取り組みを実施していく。

##### 【収納率向上に向けた取り組み】

- ① 滞納繰越額の圧縮及び新規滞納者の早期把握と抑制を図るため、10・11月の納税推進強化月間において集中的に文書と電話による催告、臨戸催告、徴収、納税相談、各種調査を実施
- ② 納税の利便性の向上と納税機会の拡大のため、コンビニ納付、窓口延長を実施
- ③ 納税催告等に反応の無い者に対して、財産調査から滞納処分まで一連の滞納整理の早期実施
- ④ 新潟県地方税徴収機構を活用した滞納整理の実施
- ⑤ 納期内納付と収納率向上を図るため、広報紙、ホームページ、庁舎内の掲示パネルによる口座振替の案内やはがき版口座振替依頼書の送付、資格取得時における口座振替の勧誘の実施

## 第2節 第三者行為に関する取り組み強化について

第三者による不法行為（第三者行為）による被害に係る求償事務については、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月厚生労働省通知）により、各保険者は、まず現状の取り組みを評価し、求償事務の改善を図るとともに、数値目標を定めて、計画的に求償事務の取り組みを進めることにより、PDCAサイクルを確立し、継続的に求償事務の取り組み強化を図っていくこととしている。

これを受け、「被害届の自主的な提出率」と「市町村における被害届受理日までの平均日数」について数値目標を定める。

### 1. 被害届の自主的な提出率

内 容	数値1 被害届の全提出件数 (数値2+数値3+数値5)	数値2 世帯主等が自主的に提出した被害届の件数	数値3 損害保険会社が提出を代行した被害届の件数	数値4 被害届の自主的な提出率 (数値2+数値3)/数値1	数値5 市町村の勧奨により提出された被害届の件数	基準日
29年度目標	20件	5件	7件	60%	8件	H30. 3. 31
29年度実績	20件	8件	4件	60%	8件	H30. 3. 31
30年度目標	20件	6件	6件	60%	8件	H31. 3. 31
30年度1月末実績	14件	8件	1件	64%	5件	H31. 3. 31
30年度実績見込	17件	9件	2件	65%	6件	H31. 3. 31
31年度目標	17件	8件	3件	65%	6件	H32. 3. 31

損害保険団体との覚書（平成28年3月締結）による効果を期待し、31年度目標として「被害届の自主的な提出率」を30年度実績見込と同じ65%に設定し、そのうち「損害保険会社が提出を代行した被害届の件数」の比率が多くなるように設定した。

### 2. 市町村における被害届受理日までの平均日数

内 容	数値1 被害届の全提出件数 (指標1.の数値1と同値)	数値2 国保利用開始日から市町村における被害届受理日までの総日数	数値3 国保利用開始日から市町村における被害届受理日までの平均日数 (数値2/数値1)	基準日
29年度目標	20件	2,960日	148日	H30. 3. 31
29年度実績	20件	2,637日	132日	H30. 3. 31
30年度目標	20件	2,480日	124日	H31. 3. 31
30年度1月末実績	14件	1,281日	92日	H31. 3. 31
30年度実績見込	17件	1,904日	112日	H31. 3. 31
31年度目標	17件	1,802日	106日	H32. 3. 31

30年度1月末実績が29年度実績より約30%短縮されたことから、31年度目標として「市町村における被害届受理日までの平均日数」が更に5%短縮されると想定した。

### 第3節 保健事業について

■燕市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、特定健診データとレセプトデータを組み合わせて構築した燕市医療データベースを最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業の実施を図る。

#### 1. ジェネリック医薬品の使用促進事業(差額通知)⇒ H24年度～継続事業

生活習慣病等で長期にわたって服用し続けなければならない医薬品等について、切り替え可能なジェネリック医薬品の情報（差額通知）を被保険者に提供する。

#### 2. 柔道整復療養費の適正受診対策 ⇒ H25年度～継続事業

国民医療費の伸びを上回る療養費の状況が問題となっている。療養費のなかでも大きなシェアを占める柔道整復施術療養の適正化への取り組みの一環として、次の取り組みを実施する。

- (1) 被保険者に対する柔道整復療養費の医療費通知の徹底
- (2) 保険適用外施術等について、広報つばめ、ホームページ及びチラシ配布等での周知徹底
- (3) 多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者への調査の実施

#### 3. 多受診患者の実態把握と受診行動適正化 ⇒ H25年度～継続事業

多受診（重複受診・頻回受診・重複服薬）は、医療費高額化の要因にもなっており、これらの患者に対して正しい受診行動に導く保健指導は重要である。

そのためには効果的な保健事業となるように「多受診患者数とその傾向」を把握し、燕市で実施する医療費分析をもとに対象者を特定し、看護師等の訪問を基本に保健指導を実施する。

#### 4. 慢性腎臓病(CKD)進行予防事業 ⇒ H25年度～継続事業

重症化するまで自覚症状がほとんどなく、適正な治療を受けていない状況で突然「人工透析」治療が必要となる「慢性腎臓病（CKD）」対象者を、燕市医療データベースから特定し、医療機関への受診勧奨を目的とした保健指導（保健師又は看護師による自宅訪問を基本）を実施する。⇒二次予防

#### 5. 糖尿病性腎症重症化予防事業 ⇒ H26年度～継続事業

燕市医療データベースを基に、糖尿病から軽度の腎不全者を特定し、主治医との連携により、対象者に対して食事指導などの生活習慣改善プログラムを実施し、人工透析治療への移行を遅延或いは阻止することで被保険者の生活の質（QOL）の維持を図るとともに、医療費の高騰抑制に繋げることを目的とする。⇒三次予防

なお、平成28年4月に国が策定した「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき事業実施するとともに、県の要請により「平成28年度厚生労働科学研究費補助金『糖尿病性腎症重症化予防プログラム開発のための研究』」に県内では燕市が唯一参加しており、平成31年度も引き続きこの研究に協力しながら研修会等にも参加する。

## 6. 特定健診受診率向上事業 ⇒ H25年度～継続事業

燕市国保の特定健診受診率は、平成20年度以降、毎年下降する一方の状況であったため、追加健診や魅力ある検診の提供、また効果的な受診勧奨案内を行うなど、特定健診の受診率向上を目的として事業を実施する。

### ① 集団健診の受診勧奨案内 < H27年度～ >

過去3年間の特定健診受診状況データを活用し、前年度未受診者を主体にそれぞれ被保険者の受診状況等に応じた内容（2パターン）の受診勧奨案内を集団健診開始前に送付

### ② 追加健診の実施、及び受診勧奨案内 < H25年度～ >

集団健診未受診者を対象とした追加健診の機会を設け、対象者に受診勧奨の案内通知を送付

## 7. 慢性閉塞性肺疾患(COPD)進行予防事業 ⇒ H27年度～継続事業

特定健診（集団健診）受診時に、喫煙或いは喫煙歴のある方を対象（非喫煙の希望者含む）に、COPD検診を実施する。魅力ある検診項目の提供により、受診率向上の効果を図る。

○対象者 ⇒ 喫煙或いは喫煙歴のある者とし、非喫煙者も希望により受診可

過去3年間の特定健診受診歴から「喫煙あり」の者へ受診勧奨案内を通知

○費用負担 ⇒ 無料

○検査方法 ⇒ 簡易スパイロメータ（ハイ・チェッカー）を用いた気流閉塞判定によるスクリーニング検査

## 8. 脳梗塞再発予防事業 ⇒ H28年度～継続事業

平成27年1月診療分の医療費から高騰状態が継続し、その要因追及のため医療費分析をした結果、疾病別にみると脳梗塞の医療費増加額が最も高くなっていたため、国保財政運営が大変厳しいおり、医療費の高騰抑制に繋げる新たな対策が必要と捉え、脳梗塞を対象としたハイリスクアプローチによる再発予防事業を平成28年度に新規事業として取り組んだ。今年度も同様に継続して実施する。

○脳梗塞既往歴のある者で直近4ヶ月に（脳梗塞での）受診がない者など、再発リスクの高いと考えられる者を対象にリスト作成

○燕市医療データベースを基に脳梗塞再発予防リストを作成・活用し指導対象者を特定

○自宅訪問を基本に看護師等による医療機関への適正受診の保健指導

## 9. 残薬・ポリファーマシー対策事業 ⇒ H30年度～継続事業

被保険者の服薬管理の推進を図ることにより、残薬の誤飲や不適切服薬による副作用の防止や、残薬の再利用により調剤費の節約につなげる。

### ① 残薬対策（節薬バック）事業

50歳以上の被保険者で、1か月に4剤以上処方（内服薬として長期処方）されている者を対象に「節薬（せつやく）バッグ」を送付する。その他、窓口では希望者にも配付。

飲み残しなどの薬（残薬）がある場合に、対象者は「節薬バッグ」に入れて調剤薬局等にお薬手帳とともに持参する。薬局では残薬の量や使用期限を確認し、再利用できる場合は医師に連絡し、今後の処方量を調整する。

## ②ポリファーマシー（多剤投与等）適正化事業

60歳以上の被保険者で、1か月に6剤以上処方（内服薬として長期処方）されている薬剤情報を抽出し、その対象となる被保険者（1,000人）に『服薬情報のお知らせ』を通知する。通知を受けた被保険者は、医師もしくは薬剤師に通知を持参し相談する。

薬剤師が残薬、多剤併用、相互作用、重複服薬、副作用等のヒアリングを行い、服薬情報レポートを作成し医師に送付。医師は、通知もしくは服薬情報レポート、あるいは両方を基に処方の再構築・多剤併用等を改善・解消する。

## [参考]

### ※ 胃がん対策事業 ⇒ H30年度で終了（H26年度～H30年度）

平成26年度に事業開始し、5か年継続実施した「胃がんリスク検診」は、平成30年度をもって終了。

#### 【平成31年度】

加入する医療保険に関係なく、40歳から5歳間隔で70歳までの方を対象に「胃がんリスク検診」を実施。〔担当課：健康づくり課〕

## 平成31年度特別会計予算の概要

## ○国民健康保険特別会計

## 歳入

(単位:千円、%)

年 度 款	平成 31 年度		平成 30 年度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
1 国民健康保険税	1,470,225	20.8	1,479,492	20.9	△ 9,267	△ 0.6
2 使用料及び手数料	700	0.0	800	0.0	△ 100	△ 12.5
3 国 庫 支 出 金	1	0.0	2	0.0	△ 1	△ 50.0
4 県 支 出 金	5,051,382	71.3	5,035,669	71.3	15,713	0.3
5 財 産 収 入	28	0.0	28	0.0	0	0.0
6 繰 入 金	544,877	7.7	537,326	7.6	7,551	1.4
7 繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
8 諸 収 入	14,709	0.2	14,659	0.2	50	0.3
※ 療養給付費等交付金	0	0.0	1	0.0	△ 1	皆減
歳 入 合 計	7,081,923	100.0	7,067,978	100.0	13,945	0.2

歳入は、被保険者数の減少による国民健康保険税の減があるものの、被保険者の高齢化や医療の高度化による保険給付費(歳出2款)の増に伴い交付される県支出金が平成30年度と比較して0.3%(1,571万3千円)増となることから、歳入全体で0.2%(1,394万5千円)の増となっています。

また、療養給付費等交付金は国保制度改正に伴い、これまで市区町村ごとに交付・精算を行っていた退職者医療交付金が、平成30年度における平成29年度分の精算をもって、交付・精算がすべて県に移行するため皆減となっています。

## 歳出

(単位:千円、%)

年 度 款	平成 31 年度		平成 30 年度		比 較	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	増減率
1 総 務 費	112,485	1.6	116,853	1.7	△ 4,368	△ 3.7
2 保 險 給 付 費	4,961,443	70.1	4,942,325	69.9	19,118	0.4
3 国民健康保険事業費納付金	1,871,443	26.4	1,866,765	26.4	4,678	0.3
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 保 健 事 業 費	110,903	1.6	117,686	1.7	△ 6,783	△ 5.8
6 基 金 積 立 金	28	0.0	28	0.0	0	0.0
7 諸 支 出 金	15,620	0.2	14,320	0.2	1,300	9.1
8 予 備 費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	7,081,923	100.0	7,067,978	100.0	13,945	0.2

歳出は、被保険者の高齢化や医療の高度化による一人当たりの保険給付費の増加により、保険給付費が平成30年度と比較して0.4%(1,911万8千円)の増となっています。

また、県から通知された国民健康保険事業費納付金が0.3%(467万8千円)の増、保健事業費が被保険者数の減による特定健診対象者の減により5.8%(678万3千円)の減となり、歳出全体で0.2%(1,394万5千円)の増となっています。

## 平成31年度燕市国民健康保険特別会計予算 (構成比グラフ)

